

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (第3次補正予算関連) について

1. 雇用保険法施行規則の一部改正

(1) 被災者雇用開発助成金の拡充等

- 東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、被災者雇用開発助成金を支給することとしている。
- 今般、1年以上継続して雇用している被災者雇用開発助成金の対象者が 10名以上になった場合、当該事業主に対して、50万円(中小事業主は90万円)を追加で支給することとする。

(2) 被災障害者に係る正規雇用奨励金の拡充

- 実習型雇用(※1)の終了後に常用雇用として雇い入れた場合、6ヶ月後の定着と12ヶ月後の定着を要件として、正規雇用奨励金(6ヶ月後・12ヶ月後にそれぞれ50万円ずつ)を支給することとしている。

※1 原則6ヶ月間の有期雇用契約を結び、技能及び経験を有する指導者の下で指導を受けながら実習や座学等を通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるもの。

- 今般、被災した障害者(※2)を被災地域(※3)に所在する事業所で実習型雇用として雇い入れ、実習型雇用の終了後に常用雇用として雇い入れた場合に、正規雇用奨励金を6ヶ月後・12ヶ月後に加えて18ヶ月後にも50万円支給することとする。

※2 東日本大震災の発生時に青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野県内の東日本大震災に係る災害救助法適用市町村内に居住していた者、又は、当該地域内で就業しており当該震災により離職を余儀なくされた者

※3 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野県

(3) キャリア形成促進助成金の拡充

- 事業主が、その雇用する労働者に対して行う職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成するため、キャリア形成促進助成金を支給することとしている。
- 今般被災地の復旧・復興や、急速な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行うこととする。

【被災地の事業主】

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野県内の東日本大震災に係る災害救助法適用市町村内に所在し、職業訓練を行う事業主

- ・ 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 (-) → 1/2 (1/3)
- ・ 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 (1/3) → 2/3 (1/2)
- ・ 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 (-) → 2/3 (1/3)

注：() は大企業

【被災地以外の事業主】

震災等の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量・売上高が減少したことを踏まえて、新たな事業展開(新分野進出、多角化等)に必要な職業訓練を行う中小企業事業主

- ・ 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 → 1/2
- ・ 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 → 2/3
- ・ 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 → 2/3

2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

○ 中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金を助成するため、「建設教育訓練助成金」を支給することとしている。今般、被災3県に所在する中小建設事業主を対象として、当分の間、建設教育訓練助成金の助成率の引上げを行うこととする。

- ・ 登録教習機関に委託して行う技能実習の実施経費の助成 委託費の70% → 委託費の90%
- ・ 助成対象となる技能実習の実習時間の制限を緩和
10時間以上 → 10時間未満でも法令に基づく技能講習であれば可
- ・ 広域訓練施設での訓練に労働者を派遣する場合の旅費助成 助成率1/2 → 助成率2/3

○ また、中小建設事業主等が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金を助成するため、建設雇用改善推進助成金を支給することとしている。被災3県に所在する中小建設事業主を対象として、当分の間、作業員宿舎、現場福利施設の賃借等の雇用管理改善の取組に対する建設雇用改善推進助成金の助成率・限度額の引上げを行うこととする。

助成率1/2 限度額200万円 → 助成率2/3 限度額300万円

3. 施行期日等

- この省令は、平成23年11月24日から施行するものとする。
- その他、所要の規定の整備を行うものとする。